富山県動物愛護管理推進計画

~人と動物の共生する社会の実現を目指して~

令和3年3月 富山県

策定:平成20年4月

最終改正:令和3年3月

目 次

1 目的	1
2 期間	1
3 対象地域	1
4 基本的方針	
	2
	3
(3)動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携	1
5 施策別の取組み	
(1)動物愛護の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	7
(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保並びに返還	譲渡の推進
① みだりな繁殖の防止(不妊・去勢手術の推進)	9
② 終生飼養の徹底	10
③ 遺棄及び虐待の防止	12
④ 譲渡の推進	13
(3)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	
① 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底	
② 多頭飼育や飼い主のいない猫等による迷惑の防止	
③ 特定動物の管理の強化	
(4)所有明示(個体識別)措置の推進	20
(5)動物取扱業の適正化	
① 動物取扱業者の法の遵守の徹底	
② 動物取扱業者の資質の向上	23
(6)実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	24
(7) 災害対策	
① 災害時の被災動物に対する救護体制の強化	
② 災害時に適切に行動できる飼い主の育成	26
(8) 体制整備・人材育成	
① 動物管理センターの機能強化	27
② 動物愛護団体、業界団体の育成及び連携	28
③ 動物愛護協議会の活用	
及び動物愛護推進員の連携強化と活躍の場の拡展	大29
(9) 調査研究の推進	
① 動物由来感染症への取組み	31
② 動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理	31
6 推進計画の実現に向けて	
(1) 実施計画の策定と公表	32
(2)実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し	32

1 目的

近年、少子高齢化、核家族化など社会構造の変革が進む中で、人と関わりのある動物を取りまく環境や動物に対する社会の認識も大きく様変わりし、犬や猫を中心として、ペットは単なる「愛玩動物」から「人生のパートナー」へとより重要な存在となっている。また、人間社会の中で、精神面・身体面における癒しの効果や、災害救助・身体障害者の補助など人々の支えとして活躍する動物も存在する。

一方で、動物に対する価値観の多様性や、動物の習性・生態等に関する知識不足、 飼い主としての責任感の希薄化等の理由による動物の虐待や遺棄、近隣への迷惑行為 等の問題も起こっている。

これらを背景に、動物の愛護及び管理に関する法律*(昭和 48 年法律第 105号。以下「動物愛護管理法」という。)は、5年を目途に平成 11 年から定期的に改正されており、改正の都度、動物取扱業*のさらなる適正化や、動物虐待に対する罰則が強化されてきた。令和元年の改正(以下「令和元年改正法」という)では、人に危害を及ぼすおそれのある特定動物*の規制強化、動物の適正飼養のための規制強化、さらにマイクロチップ*装着の一部義務化などが行われたところである。

このような動物を取りまく環境の変化に対して、行政と関係団体、そして地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、「人と動物の共生する社会」の実現に向け、連携・協働して動物愛護管理の推進を図るため、富山県動物愛護管理推進計画を策定するものである。

2 期間

この計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。 また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる令和8年度を目途として、その見直しを行うこととする。

3 対象地域

この計画の対象地域は、富山県全域とする。

4 基本的方針

◇◆◇◆◇ (1)基本的な考え方 ◇◆◇◆◇

人と動物との長い共同生活のなかで、その関係や動物に対して人が抱く感情は、時代や人によって違いがあるが、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものである。人が他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であるということは、自然の摂理や社会の条理として直視しなければならないが、人が動物に対して圧倒的に優位であると捉え、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。動物愛護とは、命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを基本とするものである。

しかし、人と動物の共生する社会を形成するためには、動物愛護を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、その社会的責任を十分自覚し、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑、または人の生命、身体若しくは財産の侵害や生活環境の保全上の支障が起きることのないよう、動物を適正に管理することが重要である。そのためには、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合がある。また、所有者がいない動物に対する必然性のない餌やり等の行為が、動物による害の増加やみだりな繁殖等を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。

動物の所有者等は、自分が加害者になりうるという認識の下、その社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養に努めなければならない。

動物の愛護及び管理に関しては多様な意見があるが、動物愛護の精神を広く普及、 定着させるために、住民の合意の下に、普遍性及び客観性の高い社会的規範としての 動物の愛護及び管理の考え方を形成していく必要がある。

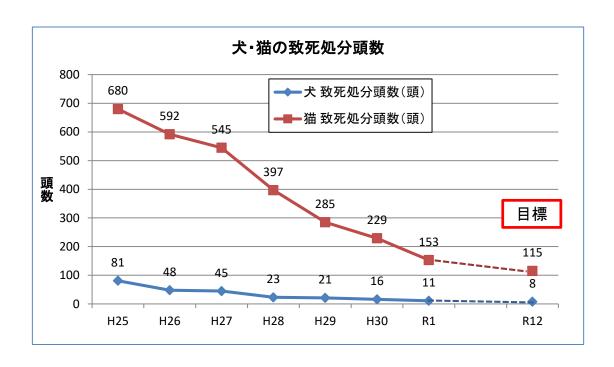
◇◆◇◆◇ (2)推進計画の目標 ◇◆◇◆◇

動物を慈しみ、その尊厳を守り、「人と動物の共生する社会」を実現するためには、本県においても、毎年約200頭の命を致死処分している現実を認識し、飼い主はもとより、行政、関係団体等の連携・協力の下、犬猫の致死処分頭数をゼロに近づけるよう、取り組まなければならない。

平成 25 年度に策定した推進計画においては、犬及び猫の致死処分頭数 75%減(平成 18 年度比較)が目標であったが、犬では平成 26 年度以降、猫では平成 28 年度以降目標を達成している(令和元年度 犬の致死処分頭数:11 頭、猫の致死処分頭数:153 頭)。また、令和元年度の致死処分頭数の約半分は、譲渡することが適切でない(治療の見込みがない病気や攻撃性が強く馴化が困難である等)動物の致死処分数や、引取り後死亡した数であり、致死処分頭数の減少ペースは、鈍化すると考えられる。(P10,P11 参照)

本県における犬及び猫の引取頭数は、全国に比較して少なく、減少傾向にある(令和元年度 犬の引取数:15頭、猫の引取数:274頭)ことから、飼養動物を終生飼養*する動物愛護の思想が一定程度、県民に定着してきていると考えられる。

本推進計画においては、所有者明示の促進(マイクロチップ*の装着)及び猫における不妊・去勢手術の啓発により、引取頭数のさらなる減少に取り組み、<u>犬及び猫の致死処分頭数 50%減(平成 30 年度比較)</u>を目標とし、各施策を通じて広く動物愛護思想の普及啓発を図る。



◆◇ (3)動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携 ◇◆

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応は県のみならず、市町村、動物の飼い主や地域住民、関係団体等が関わることが求められる。

このため、各主体は、それぞれ次のような役割を果たし、相互理解に基づく多様な 関係者の主体的な参画・協働によって、本計画の推進に努めるものとする。

<県の役割>

県は、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容*、第一種動物取扱業*の登録、第二種動物取扱業*の届出の受理及び監視指導、特定動物*の飼養・保管許可及び監視指導、動物愛護協議会*の開催、動物愛護推進員*の委嘱、放浪犬の捕獲*・抑留、動物由来感染症*の調査研究等多岐にわたる事業を実施してきている。

本計画を推進するに当たって、国、市町村、関係団体等との連絡調整等を行い、効率的な動物愛護管理行政の推進が図られるよう努める。

<富山市の役割>

中核市である富山市は、保健所を設置し、市町村の業務とされる犬の登録及び狂犬病予防注射*に関する事務、災害時対策等を行うほか、動物愛護管理の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷動物の収容*、第一種動物取扱業*の登録、第二種動物取扱業*の届出の受理及び監視指導、放浪犬の捕獲*・抑留を県と同様に実施している。その他、県の所管する動物愛護推進員*の業務の遂行、動物愛護協議会*の委員として動物愛護管理推進計画の推進に当たって協力している。

今後も、引き続き県と連携の上、動物愛護管理行政の推進に努める。

<市町村(富山市を除く。)の役割>

市町村は、犬の登録及び狂犬病予防注射*に関する事務を行い、狂犬病予防対策を 実施している。

動物愛護管理に関する多くの課題は、地域社会に密着したものであるため、市町村におけるきめ細やかな対応が必要となる場合が多い。また、災害時には、市町村が避難所設置主体となるため、動物との同行避難者の受け入れ体制を整備する必要がある。市町村は、住民に最も近い立場で、県と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養の普及等に努める。

<飼い主の役割>

動物の飼い主は、法令を遵守し、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養するという責務がある。動物に対する感情は人によって様々であり、迷惑等を及ぼすことのないよう、地域社会への配慮に努めなければならない。

このような責務を果たすことができないと考えられる場合には、動物を飼わないということも重要な判断である。

<動物取扱業者の役割>

動物取扱業者は、その業の目的から多くの動物に接する機会があるが、業に当たっては法令を遵守し、動物の尊厳を守り、動物の生理、生態及び習性等に適した方法で行わなければならない。

また、動物の飼い主に最も身近な専門家として、飼い主に対し、動物の取扱方法等について適切な助言を行う等、動物の適正飼養の普及推進を図るという社会的な役割を果たすことが求められる。

<動物愛護推進員*の役割>

動物愛護推進員*は、動物愛護及び適正飼養について県民に対し普及啓発し、また、必要に応じて不妊・去勢手術に関する助言や、譲渡の支援等、県等の行う施策への協力を行うことが求められる。

<動物愛護団体及び業界団体の役割>

動物愛護団体及び業界団体は、それぞれの目的及び適性に合った活動を行い、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に寄与するとともに、行政や他の団体と連携協力し、専門知識の共有を図り、よりよい動物愛護管理の普及推進を図ることが求められる。

<県民の役割>

人と動物の共生する社会を形成するためには、県民一人ひとりの理解と協力が必要である。そのため、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提とした上で、 県民一人ひとりが動物の愛護及び管理について考え、普遍性及び客観性の高い社会的 規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成に努めることが求められる。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と連携(概略図)

富山市 富山県 監視•指導 動物取扱業者 ・犬の登録 動物愛護管理の普及啓発 ・狂犬病予防注射に関する事務 ・動物の適正な取扱い ・犬の捕獲・犬猫の引取り ・動物愛護管理の普及啓発 ・飼い主への助言 など 負傷動物の収容 ・犬の捕獲・犬及び猫の引取り ・動物取扱業の登録等及び監視指導 負傷動物の収容 登録•相談 ・特定動物の飼養許可及び監視指導 ・動物取扱業の登録等及び監視指導 動物愛護推進員の委嘱 • 災害時対策 など 動物愛護協議会の開催 • 災害時対策 動物由来感染症の調査研究 など 協力•連携 市町村(富山市以外) ・犬の登録 ・ 狂犬病予防注射に関する事務 ・動物愛護管理の普及啓発 • 災害対策 など 普及啓発 県民 協力 ・動物に対する理解と協力 動物愛護推進員 飼い主 動物愛護団体・業界団体 動物愛護、適正飼養の普及啓発 • 谪正飼養 ・災害時の行政への協力 など 動物愛護、適正飼養の普及啓発 ・地域社会への配慮 など 各主体との連携・協力 など

5 施策別の取組み

◇ (1)動物愛護の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 ◇

一く現状と課題>-

人と動物の関係は時代と共に変化してきたが、現代では特に「人生のパートナー」としてのペットの需要が高く、県内でも犬・猫を中心として、数多くの動物が 飼養されている。

しかし、どのような動物もその命は人間と同様に大切なものであるということが ときに忘れ去られ、遺棄や虐待等、命を軽視されることがある。人は他の生物を利 用し、犠牲にして生活しているが、そのことを直視しつつも、人は命ある動物に対 して優しいまなざしを向け、その尊厳を守るようにしなければならない。

そのためには、県民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、広く県民が、終生飼養*の責務や動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要であり、理解を深める良い機会である愛護事業の実施とその周知が求められる。

一く講ずべき施策>-

(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター、愛護事業等を活用した啓発

地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した動物愛護の啓発のほか、動物管理センター及び厚生センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員*等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗の他、県民の多く集まるイベントや施設にもポスター類を掲示する等、啓発に努める。

また、県や動物愛護団体等が実施する動物愛護フェスティバル等の愛護事業において、楽しみながら動物愛護について理解を深める機会を提供する。

さらに、ボランティアや動物愛護団体等の関係機関との連携を深め、関係機関 が積極的に動物愛護活動に取り組めるよう支援する。

(イ) 小学校等における動物ふれあい教室等の開催

小学校等において、関係団体の協力のもと、動物の健康及び安全を確保しながら、動物とのふれあい授業等を行うことで、動物に対する愛護の精神を育み、命の尊さや知識の普及を図る。実際に動物を飼養している子どもだけでなく、全く動物に触れたことのない子どもも対象とすることで、広く動物に対する関心を高めることを目指す。

また、図書館や児童館等において動物愛護出前講座を実施する。

	犬の譲渡頭数											
年度	捕獲頭数	引取頭数	負傷動物 収容頭数	小計	譲渡頭数	仲介頭数	譲渡率	仲介含む 譲渡率				
25	240	37	2	279	35	7	12.5%	14.7%				
26	145	15	3	163	23	6	14.1%	17.2%				
27	153	21	0	174	30	0	17.2%	17.2%				
28	125	12	0	137	21	0	15.3%	15.3%				
29	141	7	2	150	31	0	20.7%	20.7%				
30	125	11	1	137	28	0	20.4%	20.4%				
1	99	15	0	114	27	0	23.7%	23.7%				

※犬の譲渡率=譲渡頭数÷(捕獲頭数+引取頭数+負傷動物収容頭数)

※犬の仲介を含む譲渡率

= (譲渡頭数+仲介頭数) ÷ (捕獲頭数+引取頭数+負傷動物収容頭数+仲介頭数)

	猫の譲渡頭数											
年度	引取頭数	負傷動物 収容頭数	小計	譲渡頭数	仲介頭数	譲渡率	仲介含む 譲渡率					
25	676	22	698	19	49	2.7%	9.1%					
26	599	50	649	54	54	8.3%	15.4%					
27	569	28	597	51	71	8.5%	18.3%					
28	465	33	498	101	60	20.3%	28.9%					
29	385	33	418	121	55	28.9%	37.2%					
30	324	20	344	119	59	34.6%	44.2%					
1	279	27	306	148	92	48.4%	60.3%					

※ねこの譲渡率=譲渡頭数÷(引取頭数+負傷動物収容頭数)

※ねこの仲介を含む譲渡率

= (譲渡頭数+仲介頭数) ÷ (捕獲頭数+引取頭数+負傷動物収容頭数+仲介頭数)

◇◆ (2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 並びに返還・譲渡の促進 ◇◆

① みだりな繁殖の防止(不妊・去勢手術の推進)

一く現状と課題>

動物管理センターに搬入される動物の多くは、子猫である。その背景として、不 妊・去勢手術のなされていない飼い主のいない猫の存在がある。また、飼養者が、 生まれた子犬・子猫を飼養する意思はあっても、適正な多頭飼育*は困難であり、近 隣への迷惑となるおそれもある。

これらを受け、改正法において所有者の責務として適正な繁殖制限措置が義務化された。

みだりな繁殖を未然に防ぐため、犬及び猫に対する不妊・去勢手術を普及推進する必要がある。

—<講ずべき施策>——

(ア) 市町村広報やパンフレット、ポスター、愛護事業等を活用した啓発

地域住民にもれなく配付される市町村広報を利用した不妊・去勢手術の普及や 放浪犬や飼い主のいない猫の発生防止の啓発のほか、動物管理センター及び厚生 センター等が主体となり、動物取扱業者、富山県獣医師会、動物愛護団体、動物 愛護推進員*等の協力を得て、市町村、公共施設、動物取扱業者の店舗の他、県 民の多く集まるイベントや施設等にポスター類を掲示する等、啓発に努める。

(イ) 犬・猫の持込者及び多頭飼育者に対する直接指導

動物管理センター及び厚生センター、またボランティアや動物愛護団体等は、 犬・猫の引取りを求める者及び不適切な多頭飼育*をしている飼い主に対して、 不妊・去勢手術の徹底を教示する。また、不適切な多頭飼育者に対し、関係機関 と連携した適正飼養の啓発・指導を図る。

(ウ) 獣医師及び動物取扱業者による不妊・去勢手術の啓発

日常的に動物やその飼い主と接触する機会の多い獣医師及び動物取扱業者は、動物の診療や販売等の際に、飼い主に対し、不妊・去勢措置の必要性について啓発し、原則として、不妊・去勢手術を受けさせるよう教示する。

② 終生飼養*の徹底

一く現状と課題>---

動物を飼う際には、その動物の一生を看取ることが前提となるが、現実には最期まで飼いされずに、県等に対し引取りを求める飼い主も存在する。

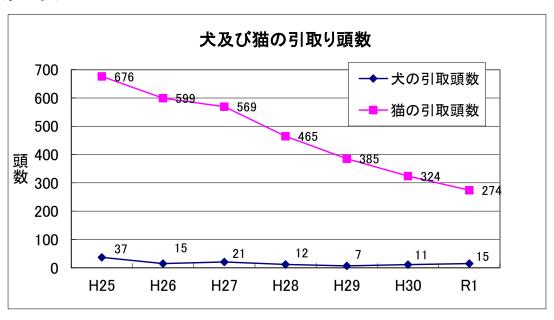
その原因としては、安易な飼養開始によるものや、しつけの悪さ、みだりな繁殖によるもの等があり、飼い主の心掛け次第で多くの引取りはなくすことが可能であり、所有者の責務としての終生飼養*の啓蒙が必要である。

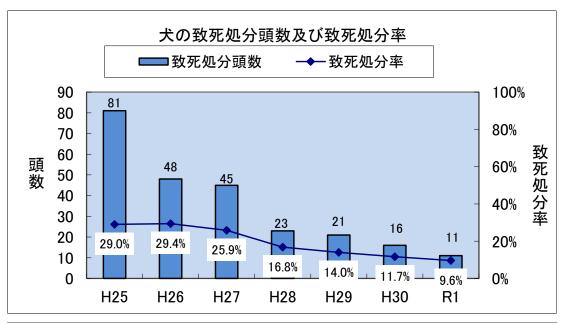
また、高齢社会となった現在、飼い主の避けようのない事情により、動物を引き取らざるを得なくなる事例も発生しており、周囲のサポートの重要性について啓発を図る必要がある。

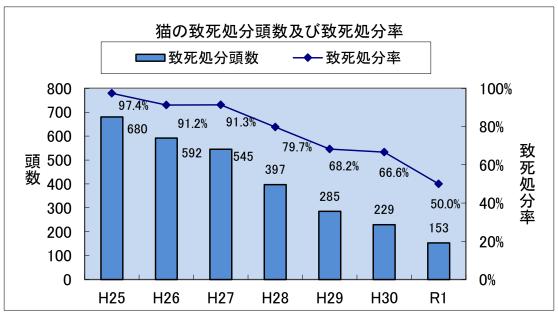
富山市を含む県における犬の引取り数は、平成24年度の82頭から令和元年度は15頭と4分の1以下にまで減少している。また、猫の引取り数も平成24年度の817頭から令和元年度の274頭と3分の1程度にまで減少しているが、依然として多く持ち込まれている。

犬・猫ともに引取頭数を減少させるために、終生飼養*が徹底される必要がある。

一くデータ>-







一く講ずべき施策>-

(ア) 終生飼養*の徹底の啓発

動物取扱業者等は、動物の引渡し時に、飼養希望者の終生飼養*の意思及び飼養環境について確認し、飼養希望者に対し終生飼養*の徹底を啓発する。また、飼養者、特に高齢者に対しては、避けられない事情により飼養できなくなることを想定し、日ごろから周囲にサポートを依頼することの重要性を啓発する。

また、動物管理センター及び厚生センター等に犬・猫の引取りを求める者に対しても、終生飼養*の大切さについて教示し、新たな飼い主への譲渡等に努めていただく。なお、終生飼養*の原則に反する場合には、引取りを拒否する。

さらに、小学校における動物ふれあい教室等において、終生飼養*の普及啓発を図る。

(イ) 不適正飼養への対応

不適正飼養等に起因して、周辺の生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、厚生センター等は、市町村や警察等関係機関と連携し、不適正飼養者に対し、立入検査等の指導を行う。

(ウ) 不妊・去勢手術の推進

不妊・去勢手術の普及の結果、みだりな繋殖が減少することによって、引取り数を減少させることができる。具体的な内容については、「① みだりな繋殖の防止(不妊・去勢手術の推進)」のとおり推進する。

③ 遺棄及び虐待の防止

一く現状と課題>―

動物の遺棄及び虐待は、動物の命を軽視するもので、動物愛護とは相反するものである。圧倒的な優位者の立場で身勝手に行われるその行為は、人の目につかないところで行われるため、その実情を把握することは非常に困難である。遺棄及び虐待に関しては、飼いきれずに遺棄された動物を保護することや、動物を誤った方法で飼養している飼い主に適宜指導することで対処している現状である。

改正法により動物虐待に対する罰則が引き上げられ、また虐待の通報が獣医師に 義務づけられた。命ある動物に対し優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることを 基本とする動物愛護思想の普及等に努めるとともに、生命の尊厳を傷つける虐待等 に対しては、関係団体等と連携し、厳しく対応する必要がある。

一く講ずべき施策>―

(ア) 動物愛護の普及啓発

遺棄及び虐待は動物愛護とその性質が相反するものである。このため、遺棄及び虐待の防止を図るには、動物愛護を普及啓発することが肝要である。動物愛護の普及啓発については、「(1)動物愛護の普及啓発」のとおり推進する。

また、県民に対し動物の遺棄及び虐待が犯罪であり、法改正により罰則が強化されたことの周知に努める。

(イ) 不妊・去勢手術の推進

不妊・去勢手術の普及の結果、みだりな繋殖が減少することによって、遺棄数 を減少させることができる。具体的な内容については、「① みだりな繋殖の防 止(不妊・去勢手術の推進)」のとおり推進する。

(ウ) 遺棄及び虐待に関する通報の受付及び対応

県民に対して、動物の遺棄及び虐待を発見したときは、最寄りの厚生センター、保健所又は市町村等へ通報するよう呼びかけ、早期把握に努める。また、改正法において、虐待の通報が獣医師に義務づけられたことから、県等は、関係機関、特に警察との連携を強化し、保護等早急に対応するものとする。

④ 譲渡の推進

一く現状と課題>-

飼い主の都合や所有者が不明等により、やむなく引取られた犬・猫については、 できる限り生存の機会が与えられるようにするべきである。県では、犬・猫の譲渡 会、ミルクボランティア事業や譲渡仲介ボランティアへの譲渡等の譲渡事業を実施 しており、犬・猫の譲渡率は年々増加している。

引き続き、譲渡事業を通して適正飼養の啓発に繋げる必要がある。

一く講ずべき施策>---

(ア) 犬・猫の譲渡事業の実施及び広報

動物管理センターにおいて、犬・猫の譲渡会を行い、持ち込まれた犬・猫の命を救い、できる限り新しい家庭へ送り出す。また、引取られた成犬に関しては、わんわんパートナー(成犬譲渡)事業として、動物管理センターにおいて動物指導員等が再教育したうえで適性があると認められる成犬を譲渡する。譲渡時には、飼い主になろうとする者に適正飼養等に関する講習を受講してもらうことによって、優良な飼い主の育成を図り、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たしていただくよう協力を求める。

また、県のホームページによる広報をはじめ、愛護団体、ボランティア及び市町村等の協力を得て積極的に県民への譲渡事業の周知に努める。

(イ) 譲渡希望ネットワークの提供

やむを得ない事情により動物を飼養できなくなった人やボランティア等と、新たに飼養を希望する人が譲渡情報を交換できる電子掲示板の設立を検討する。掲示板の提供により、ボランティアや関係機関と連携し、さらなる譲渡促進及び引き取り数減少を図る。

◇◆◇ (3)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止 ◇◆◇

① 犬の登録及び狂犬病予防注射*の徹底

一<現状と課題>----

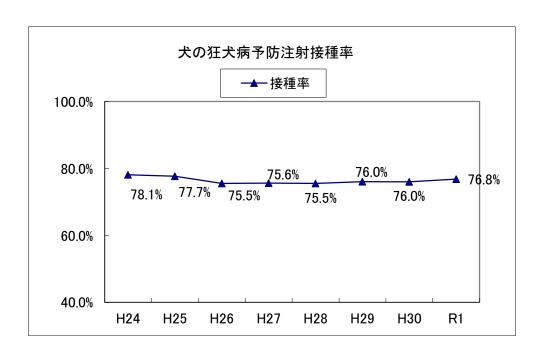
大の登録は狂犬病予防法*で義務づけられているが、国内の登録率(犬の登録頭数を実際に飼養されていると予想される犬の頭数で除したもの)は約7割程度と推測されている。また、犬の狂犬病予防注射*の接種も同様に義務とされているが、県内の犬の狂犬病予防注射接種率(犬の狂犬病予防注射接種頭数を犬の登録頭数で除したもの)は、平成24年度は78.1%、令和元年度は76.8%とやや減少傾向であり、改めて犬の登録及び狂犬病予防注射*の必要性を啓発する必要がある。

狂犬病*は、犬のみが罹患するものではなく、すべてのほ乳類が感染し、発病後の死亡率はほぼ 100%という恐ろしい感染症である。国内での発生は長い間認められていないが、平成 18 年と令和2年には、海外から帰国後発症し、死亡した輸入感染事例がそれぞれ2件と1件あり、平成 18 年の事例は昭和 45 年以降 36 年ぶりであった。

県では、平成 18 年 11 月に、市町村、関係機関等を構成員とする狂犬病予防対策連絡会議*を設置し、犬の登録率及び狂犬病予防注射接種率の向上が図られるよう努めている。

ー<データ>

犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種頭数									
年度	登録頭数	接種頭数	接種率						
H24	49,794	38,898	78.1%						
H25	49,534	38,469	77.7%						
H26	48,517	36,635	75.5%						
H27	47,839	36,177	75.6%						
H28	47,177	35,632	75.5%						
H29	45,908	34,911	76.0%						
H30	45,352	34,471	76.0%						
R1	44,453	34,145	76.8%						



一く講ずべき施策>―

(ア) 狂犬病予防対策連絡会議*を通じた取組み

狂犬病予防対策連絡会議*において、県の狂犬病予防対策に関する事項について総合的に協議し、また市町村との連携強化を図り、飼い犬全ての登録と予防注射の接種を目指す。

また、鑑札及び注射済票の装着の徹底を呼び掛ける。

(イ) 獣医師及び動物取扱業者等の協力による普及啓発

獣医師及び動物取扱業者等の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射*の必要性について、犬の飼い主に対し普及啓発を行う。

② 多頭飼育*や飼い主のいない猫、不適正飼養等による迷惑の防止

一く現状と課題>--

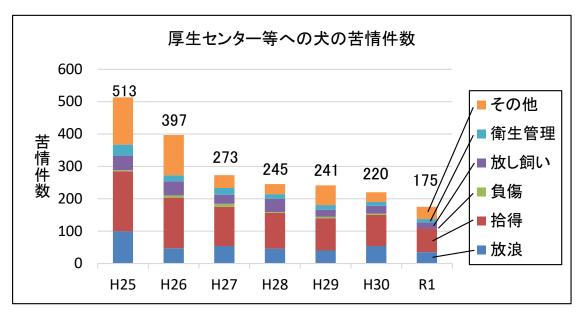
厚生センター等に寄せられた動物の放し飼いや動物の鳴き声、糞尿等の苦情は、 平成 25 年度には 917 件であったが、令和元年度は 470 件と半分近くに減少している。しかし、まだ十分に動物が適正に飼養されているとは言い難い状況である。

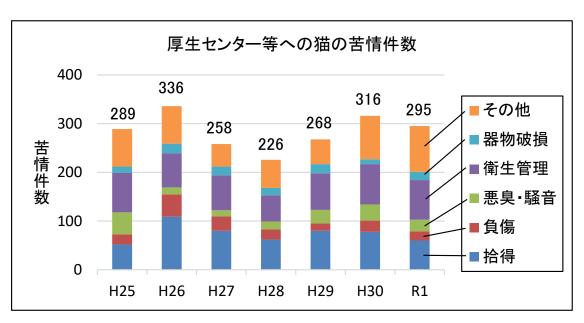
また、厚生センター等に寄せられた多頭飼育*や飼い主のいない猫等により迷惑を受けている情報は、県内で約10箇所報告されている。これらの地区の一部では、動物愛護団体や動物愛護推進員*が、住民との話し合いを行ったうえで、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行い、適正な飼養管理に努め、その猫一代に限り地域で飼養する取組み等がなされている例もある。このような、いわゆる"地域猫活動*"についての取り組みは少しずつではあるが浸透しつつある。

飼い主のいない猫等について、地域住民の理解と協力が得られる地域において、 引取りという措置を講ずるだけでなく、動物愛護団体やボランティアの協力の下、 適正な管理による迷惑防止対策に努める必要がある。

一方、動物にとっても暮らしやすく、かつ動物による周辺住民への侵害のない生活の実現のためには、飼い主としての責務を十分に理解し、実行してもらう必要がある。

一くデータ>-





一く講ずべき施策>

(ア) 飼養相談、苦情への対応

苦情が増加傾向にある猫については、周辺住民への迷惑問題や猫自身の健康面から屋内飼育の普及を図る。

地域で活動する動物愛護推進員*に、身近な相談役として飼養相談に応じていただくほか、対応が困難な事案については、厚生センター及び動物管理センター等において、動物愛護管理員*等が個別に対応し、具体的な解決を図る。

また、不適正飼育等の迷惑行為として苦情がある場合には、飼い主に対し、市町村等との連携の下、必要に応じて立入検査を実施し、不妊・去勢手術等の実施等の適正飼養について指導する。

(イ) 愛犬のしつけ方教室の実施

動物管理センター及び厚生センター等において、飼い主に対ししつけ方相談を 受けていることを、各種事業等を通じて周知する。

また、動物愛護管理員*等が、正しい犬のしつけ方について指導し、模範的な 飼い主の育成に努めるとともに、受講者に地域のアドバイザー的役割を果たして いただくよう協力を求める。

(ウ) 地域における猫対策への支援

厚生センター等は、飼い主のいない猫が問題化している地区において、地域で飼い主のいない猫の世話をする、いわゆる"地域猫活動*"について、成功事例を紹介する等住民の理解が得られるよう努める。

また、地域猫活動*について、県で実施している不妊・去勢手術に対する事業も含め、広く県民に周知する。

さらに、厚生センター等は、住民の十分な理解の下に地域猫活動*が行われる場合には、市町村及び動物愛護団体の協力を得て合意形成を踏まえたルール作りに対する支援等を行う。

③ 特定動物*の管理の強化

一く現状と課題>----

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物*は、知事の許可のもと厳重に管理される必要がある。法改正により令和2年6月からは新規に愛玩目的で特定動物*の飼養・保管が禁止され、また、特定動物*との交雑種が特定動物*に含まれる等規制が強化されたところである。万一特定動物*が逸走するようなことがあれば、全国的に見れば死亡事例がある等、周辺住民に大きな危険がおよぶため、飼い主の責任は重大であり、法の遵守の徹底が求められる。

特に、愛玩を目的として個人が飼養する特定動物*については、飼養施設の安全性の確保等が十分図られているか現地確認等を行うとともに、無許可飼養がなされないよう啓発、情報の収集に努める必要がある。

一くデータ>—

特定動物の飼養態様別許可状況										
	合計 愛玩 販売 展示 試験研究等 その他									
許可件数	24	13	0	10	1	0				
許可頭数	338	32	0	254	52	0				
飼養頭数	95	25	0	62	8	0				
					((令和元年度)				

一く講ずべき施策>-

(ア) 特定動物*の飼養・保管許可制度の周知徹底

県のホームページによる広報をはじめ、市町村の協力等を得て、特定動物*の 飼養・保管には許可が必要であることを広く周知し、また法改正による規制強化 について改めて周知することで、無許可飼養等が行われることのないよう啓発す る。

また、特定動物*の飼養又は保管の許可をする際には、申請者に対し、法令等について十分に教示するとともに、許可保有施設に対し、定期的に監視指導を実施することで、飼い主としての責任を自覚させ、その遵守の徹底を図る。

(イ) 飼養等の報告及び検査

試験研究施設等報告の必要な施設に対しては報告を徹底させ、また、必要に応じて検査を行い、特定動物*の適正な飼養管理を徹底する。

(ウ) 個体識別措置の徹底

特定動物*は厳重な管理が求められるため、個体識別措置の徹底について指導する。

(工) 関係部署・機関との連携

特定動物*に係る事案(逸走、咬傷等)発生時に適切かつ安全に対応できるよう、警察や消防等関係機関と情報を共有する。また、防災危機管理部局と連携し、事案発生時の対応について徹底を図る。

◇◆◇◆◇ (4)所有明示(個体識別)措置*の推進 ◇◆◇◆◇

一く現状と課題>----

所有明示(個体識別)措置*とは、鑑札、迷子札及びマイクロチップ*等により、動物の所有者を明らかにするための措置をいう。改正法により犬猫等販売業者はマイクロチップ*の装着、所有者情報の登録等が義務化され、また、その他の動物取扱業者及び犬猫の所有者に対して装着等の努力義務化が明文化された。

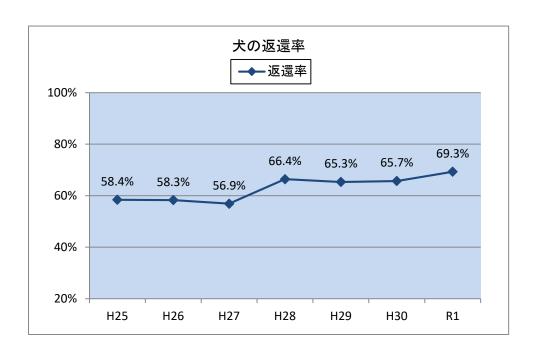
動物に所有明示措置を施すことによって、犬や負傷動物を捕獲・収容した場合の 返還が効率化され、また、災害時に動物が逸走した場合にも有益であり、所有者と しての責任意識の向上にも繋がると考えられる。

犬の返還率(返還頭数を捕獲、引取り、負傷動物収容頭数の合計頭数で除したもの)については、平成 24 年度の 48.6%から令和元年度は 69.3%へと上昇しているが、所有者明示により返還された件数は犬で7件、猫では0件であった。放浪犬等の減少により収容動物は減少しているが、所有明示措置の実施については、更なる啓発をする必要がある。

特に、猫についての実施率は低く、その普及推進を図ることは飼い主のいない猫の発生防止のためにも重要である。

一くデータン――

犬の返還頭数									
年度	捕獲等数	引取頭数	引取頭数 収容頭数 収容頭数		返還頭数	返還率			
H25	240	37	2	279	163	58.4%			
H26	145	15	3	163	95	58.3%			
H27	153	21	0	174	99	56.9%			
H28	125	12	0	137	91	66.4%			
H29	141	7	2	150	98	65.3%			
H30	125	11	1	137	90	65.7%			
R1	99	15	0	114	79	69.3%			



一く講ずべき施策>-

(ア) 所有明示措置の普及向上

動物愛護事業等各機会を通し、動物の飼い主に対して、鑑札、迷子札及びマイクロチップ*等による所有明示措置を行うよう普及啓発を行う。

また、動物愛護事業等各機会を通し、動物の飼い主に対して、マイクロチップ*の装着が努力義務化されたことを踏まえ、鑑札、迷子札及びマイクロチップ*等による所有明示措置を行うよう普及啓発を行う。

(イ) マイクロチップ*による所有明示の普及

動物取扱業者に対し、マイクロチップ*の装着が義務化あるいは努力義務化されたことを周知・指導するとともに、動物取扱業者及び獣医師会の協力を得て、動物の所有者に対し、マイクロチップ*、迷子札等所有明示措置の必要性を啓発する。また、チラシやリーフレットなどの啓発資料、県のホームページでの掲示を通して、動物の飼い主への普及促進を図る。

◇◆◇◆◇ (5)動物取扱業*の適正化 ◇◆◇◆◇

① 動物取扱業者の法の遵守の徹底

一<現状と課題>―――

全国的には、飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、改正法では動物取扱業者に対する規制が強化された。このような背景を踏まえて、動物取扱業*のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

また、動物取扱業者の資質を向上させることを目的として、動物取扱責任者研修* を開催している。研修会を通じて、関係法令の周知や必要な情報等の提供を行い、 期待される役割について認識、協力いただくよう努める必要がある。

一くデータ>—

	動物取扱業者登録数											
		動物取扱	登録種別							種別計		
		業施設数	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	个里 万寸 百十		
		延べ監視数	延べ監視数	延べ監視数								
4/1	計	264	135	152	9	18	34	0	3	351		
総	百百	185	104	111	8	8	27	0	3	261		
									(令和元年度)			

※登録は、種別毎に必要であり、1つの業者が2つ以上の登録を持つ場合もある。

一く講ずべき施策>---

(ア) 動物取扱業*の登録制度等の周知

県のホームページによる広報をはじめ、市町村等の協力を得て、県民に対し動物取扱業*を営む場合には登録が必要であることを周知させ、登録していない動物取扱業者を利用しないよう呼びかける。

また、動物取扱業者に対し、飼養施設の構造・規模、繁殖の方法等の遵守基準、犬猫の販売場所を事業所に限定、帳簿の備え付け等の対象の拡大、第二種動物取扱業者に対する帳簿の義務化等の新たな規制の周知徹底を図る。

(イ) 監視及び指導

法令を遵守し、動物が適正に取り扱われているか監視を行い、不適切な点があった場合には、指導等により適正化を図る。

(ウ) 動物取扱責任者研修*の実施

動物取扱業者が、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家であり、その 影響力が高いことを踏まえ、毎年研修を開催し、その責任を十分認識した対応方 法や、法令に関する知識その他必要な情報等を周知させる。

② 動物取扱業者の資質の向上

一く現状と課題>---

動物取扱業者は、動物の飼い主にとって最も身近な動物の専門家である。

特に動物の販売を行う者は、動物の購入時における購入希望者の判断に大きく影響を与える存在であるため、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養方法、飼養に適した設備、将来像などを購入希望者に十分に説明するとともに、購入時以外にも飼い主の相談等に乗り、適正飼養の普及推進に努める役割を担う。

安易な飼養による動物の虐待や遺棄を未然に防止する一翼を担うという社会的責任を果たすためには、さらなる資質の向上が重要である。

一く講ずべき施策>----

(ア) 動物取扱責任者研修*の実施

研修を通し、動物取扱業者に対して動物に関する知識・情報等の提供に努め、 動物取扱業者がその社会的責任を自覚するよう促す。

(イ) パンフレット、ポスター類の配付

動物取扱業者に対し、パンフレットやポスター類を適宜配付し、動物の飼い主及び購入希望者に対する終生飼養*等の説明の補助に資する。

◇◆◇ (6)実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進 ◇◆◇

一く現状と課題>---

学術研究のために飼養されている実験動物については、その飼養目的に応じた飼養管理だけでなく、動物愛護管理の観点からも適正な飼養管理が求められている。

環境省は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号。以下「実験動物飼養保管基準」という。)を定め、平成 29 年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係省庁が関係機関等に周知を行っている。

また、畜産農業等のために飼養されている産業動物についても、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号。以下「産業動物飼養保管基準」という。)が定められており、なおかつ、農林水産省により「アニマルウェルフェア*に配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や「アニマルウェルフェア*の考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェア*に配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。

引き続き、関係機関と連携し、その基準の周知と遵守が図られるよう努める必要がある。

一く講ずべき施策>---

(ア) 実験動物飼養保管基準の周知

実験動物飼養保管基準を周知するとともに、実験動物の適正な飼養が図られるよう努める。

(イ) 産業動物飼養保管基準の周知

県厚生部と農林水産部が連携して、対象施設に対し、産業動物飼養保管基準等 を周知するとともに、産業動物の適正な飼養が図られるよう努める。

◇◆◇◆◇ (7)災害対策 ◇◆◇◆◇

① 災害時の被災動物に対する救護体制の強化

一く現状と課題>----

県における災害時の対応策は、「富山県地域防災計画」に規定されているが、これまで発生した災害時をみても、災害時には飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数発生し、また、避難所等への同行による問題が発生することが予想される。

そのため、動物愛護と動物による人への危害防止の観点から、県、市町村、動物 取扱業者、獣医師会、動物愛護団体等が相互に協力し、迅速に対応することが重要 である。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年に県獣医師会と「大規模災害時における動物 救護活動に関する協定」を締結したほか、平成 26 年より毎年「富山県総合防災訓練」において動物同行避難訓練を実施している。また、平成 29 年には市町村が、 避難所において同行避難者の受入を検討する際に活用できる手引きとして、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」を策定した。さらなる体制整備として、災害時の救助活動等の拠点となる動物管理センターへの、飼料やケージ等の備蓄等体制を整えておくことが必要である。

一く講ずべき施策>---

(ア) 関係団体との連携強化

策定した「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」等を元に、避難所設置主体である市町村が関係団体と連携して、災害時における救護体制や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう支援する。

また、災害時に円滑な運用を図れるよう総合防災訓練における動物同行避難訓練を実施し、関係団体との連携を強化する。

(イ) 動物管理センターにおける災害対策

災害時に動物救護の拠点施設となるよう、また、避難所等で救護体制がとれるよう、常時飼料の備蓄、ケージやテント等の確保及び整備を計画的に行う。

② 災害時に適切に行動できる飼い主の育成

一く現状と課題>----

これまで発生した災害をみても、避難が必要な非常時には飼い主とペットが同行 避難*することが必要である。避難所や仮設住宅において、ペットに関するトラブル が生じないよう、他の避難者への配慮やペット自身のストレス軽減等、飼い主には 普段以上に様々な配慮が求められる。

このため、飼い主は、平常時からペットと同行避難*するために必要なしつけや健康管理を行う等災害時の対策について意識をもち、ペット用品の備蓄や避難ルートの確認などの準備をしておく必要がある。

一く講ずべき施策>-

(ア) 動物の災害対策に関する知識の普及

動物愛護団体や動物愛護推進員*等の協力を得ながら各種愛護事業等を通じて、飼い主に対して平常時からの防災対策の必要性について説明するとともに、動物とはぐれた際に有用となる所有明示措置の普及を図る。

また、動物取扱業者に対しても、災害対策の必要性を説明するとともに、飼い 主に対する情報提供について協力を依頼する。

(イ) 同行避難*を含めた避難訓練の実施

市町村や自治会が行う防災訓練に、ペットとの同行避難*を想定した訓練が実施できるよう働きかけ、技術的なサポートを動物愛護団体、動物愛護推進員*等の協力を得ながら実施する。

◇◆◇◆◇ (8)体制整備・人材育成 ◇◆◇◆◇

① 動物管理センターの機能強化

一く現状と課題>----

県では、昭和57年に動物管理センターを設立し、各厚生センター等と連携しながら、犬の捕獲、犬・猫の引取り、負傷動物の収容*等の動物管理業務を行っている。これまで、引取り数等の減少を図るため、犬のしつけ方教室等適正飼養の普及啓発や、命ある犬及び猫が終生飼養*されるよう啓発する動物愛護業務、引き取った動物を新しい飼い主に譲渡する事業等に取り組んでいる。

しかし、動物管理センターは、動物の管理及び処分に必要な場として作られているため、動物の管理から愛護に移行しつつある時代の流れの中で、平成 30 年度に行った講義室及び猫飼育室の大規模改修をはじめ、適宜改修しながら使用している。しかし、建物自体も老朽化しており、毎年多くの修繕を必要としている。

また、収容動物のケア等に対しても、獣医師の配置数が少なく治療等の対応が困難な現状にある。

令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、今後は、動物管理センターが、県内における動物愛護活動の拠点として、機能を強化拡充することが課題である。

一く講ずべき施策>——

(ア) 管理処分の施設から動物愛護の拠点施設へ

動物ふれあい教室や犬のしつけ方教室等の動物愛護事業を拡充して実施することのできる、ふれあいや譲渡を目的とした施設設備等の確保に努めるとともに、動物愛護推進員*や関係団体等の協力を得て、県民が集う、開かれた動物愛護の拠点施設となることを目指す。

(イ) 動物の保護管理体制の充実

将来的には収容動物の診療や譲渡する犬及び猫の不妊・去勢手術を行うことで 致死処分数の減少を図り、動物愛護の拠点として取り組めるよう人員・設備面と もに体制の充実を検討する。

② 動物愛護団体、業界団体の育成及び連携

一く現状と課題>-----

動物愛護に関することは、地域の住民の生活に密着しているため、行政のみでの解決が困難な場合が多く存在する。そのため専門的知識と行動力を有する動物愛護団体や業界団体の協力の下、協働して問題の解決に取り組むことが必要である。

現在、公益社団法人富山県獣医師会、富山県愛玩動物協会、特定非営利活動法人 ピース・アニマルズ・ホームの3団体が動物愛護協議会*及び動物愛護推進員*へ参 加しており、また、動物愛護フェスティバル等でも協力体制を築いている。今後と も、連携しながら各種動物愛護事業の推進に努める必要がある。

一く講ずべき施策>-

(ア) 既存団体との連携

現在、動物愛護フェスティバル等に協力いただいている団体と連絡協議会(仮称)を設け、連携を密にし、課題の共有を図り、動物愛護の普及に努める。

(イ) 動物取扱業者等団体の結成

動物の飼い主にとって最も身近な専門家である取扱業者の資質向上及び健全な発展が図られるよう、関係者による団体の結成に努める。

(ウ) 連携協力による動物愛護フェスティバル等の開催

動物愛護フェスティバルが、それぞれの愛護団体等の長所を生かした協力のもと、動物愛護の普及の一大イベントとして多くの県民が集えるものとなるよう努める。また、動物ふれあい教室をはじめ、その他の動物愛護事業について、連携協力のもと実施する。

③ 動物愛護協議会*の活用及び動物愛護推進員*の連携強化と 活躍の場の拡大

一<現状と課題>-----

県では、平成 15年2月に動物愛護協議会*を発足させ、動物愛護行政のあり方や動物愛護推進員*の活動支援等について協議している。この動物愛護協議会*は、平成7年3月に設置した動物愛護懇話会と、これを改組し平成 12年3月に設置した動物愛護検討委員会の流れを汲んでおり、従来からの県の動物愛護行政のあり方等に加えて、動物愛護推進員*の活動支援等についても協力いただいている。

また、平成 15 年7月から、地域の実態を十分理解し、地域における動物愛護及 び適正飼養の推進の中心的役割を担ってもらうために、動物愛護推進員*を委嘱している。

これまで、動物愛護推進員*は、個別に活動されているところであり、所有者のいない猫の不妊去勢手術推進事業の活用や、市町村、自治会等の支援を得ながら、動物愛護推進員*間の連携を促し、活動の充実に努める必要がある。

一くデータ>-----

		富山	富山県動物愛護推進員管轄別配置数							令和元年第9期			
	管轄	新川		中部	部高岡		砺波		富山市	Λ ≡ Ι			
		本所	魚津	本所	本所	射水	氷見	本所	小矢部	田田三			
	合計数	4	1	5	7	8	3	5	2	15	50		
	厚生センター・ 保健所推薦	3	1	2	1	1	1	2	1	1	13		
内言	尺 獣医師会推薦			1	3	2	1	1		4	12		
	動物愛護団体推薦			1	2	5	1		1	8	18		
	公募	1		1	1			2		2	7		

一く講ずべき施策>-

(ア) 動物愛護協議会*の開催

毎年1回以上開催し、県の動物愛護行政のあり方に関することや動物愛護推進員*の活動支援等に関することについて幅広い立場から協議し、より良い動物愛護の普及に努める。

(イ)動物愛護推進員*の委嘱

今後も継続して多様な人材に委嘱し、市町村や団体等と連携の上、地域における動物愛護及び適正飼養を推進する核としての活動を促す。

(ウ)動物愛護推進員*の連携の強化と活躍の場の拡大

動物愛護推進員*に対し、地域における適正飼養等への取り組みに対し、積極的な情報の提供及びパンフレット等の配布を通じて、その自主的な活動を支援する。

また、譲渡会等で譲渡を受けた動物等のアフターケア、動物愛護フェスティバルや動物ふれあい教室等への参加等、活躍の場の拡大を図る。

さらに、定期的な意見交換会の開催や推進員通信による情報の共有化等を進め、動物愛護推進員*がコミュニケーションをとりやすい環境を提供することにより、動物愛護推進員*が連携して行う愛護活動を促進する。

◇◆◇◆◇ (9)調査研究の推進 ◇◆◇◆◇

① 動物由来感染症*への取組み

一<現状と課題>----

現在、世界には、動物から人間に感染する「動物由来感染症*」が300近く存在すると言われている。

県では、平成 11 年度から動物由来感染症*の予防体制整備事業に取り組んできており、これまで家畜や犬・猫等のペットが媒介するといわれるQ熱*、げっ歯類やマダニ類が媒介する腎症候性出血熱*・ライム病*・ツツガムシ病*・重症熱性血小板減少症候群(SFTS)*、蚊が媒介するウエストナイル熱*等について調査研究を実施している。

日本は、温帯に位置することや、島国という要因等により、比較的動物由来感染症*の種類は少ないとされているが、近年の交通手段の発達や自然環境の変化、野生動物のペット化等により、新興感染症の出現や克服されたと考えられていた感染症が再び勢いを取り戻すなどしているため、今後も動物由来感染症*の予防体制を整備していく必要がある。

一く講ずべき施策>―

(ア) 動物由来感染症*の調査研究

今後も継続して、必要と考えられる動物由来感染症*の調査研究に取り組む。

② 動物の愛護管理、飼養に関するデータの収集整理

<現状と課題>――

現在、県における動物の愛護管理、飼養に関するデータは、犬の登録*、狂犬病* 予防注射済み票の交付、犬の捕獲、犬及び猫の引取り*、負傷動物の収容*、動物取 扱業*の登録、特定動物*の飼養・保管許可等の行政執行に伴うものが中心である。

今後、人と動物の共生できる社会の実現に向けて、県民の動物に対する意識等の 把握を行うことが必要である。

<講ずべき施策>―――

(ア) データの収集及び整理

アンケートを行う等によりデータを収集し、また、過去のデータの整理を行い、今後の動物愛護管理行政の推進に活用する。

6 推進計画の実現に向けて

◇◆◇◆◇ (1)実施計画の策定と公表 ◇◆◇◆◇

富山県動物愛護推進計画の策定を受け、その実現に向けて実施計画を毎年策定 し、公表するものとする。

◇◆(2)実施計画の達成状況と講ずべき施策の点検及び見直し◆◇

年度の終了毎に実施計画の達成状況を把握し、その達成度等を検証して、講ずべき施策の点検及び見直しを行うものとする。

用語集

アイウエオ順

〈アニマルウェルフェア〉

快適性に配慮した家畜の飼養管理のこと。「5つの自由」(①飢餓と渇きからの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快さからの自由、⑤正常な行動ができる自由)が満たされている必要がある。

<犬及び猫の譲渡>

捕獲された犬や、引き取られた犬及び猫を、新たな飼い主へ譲渡すること。

<犬及び猫の仲介>

譲渡しを希望する者の飼養する犬及び猫を一時的に預かり、譲受けを希望する者と引き合わせ、譲渡の仲立ちをすること。

<犬及び猫の引取り>

やむを得ない事情で飼えなくなった犬及び猫を、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項、第3項に基づき引き取ること。

<犬の登録>

生後 91 日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法第4条第1項に基づき、市町村長の登録を受けさせなければならない。また、犬の飼い主は、登録により交付される鑑札を、犬に着けておかなければならない。

<ウエストナイル熱>

ウエストナイルウイルスによる感染症の一種である。ウイルスに感染したイエカ やヤブカなどに刺されることで感染する。

<Q熱>

コクシエラ菌に感染している家畜やペットの糞便、乳、卵などを通じて感染する 動物由来感染症。ほぼ全世界で発生が見られる。

<狂犬病>

狂犬病ウイルスを病原体とするウイルス性の動物由来感染症であり、人を含めたすべてのほ乳類が感染する。発症後の死亡率はほぼ 100%で、予防が重要な感染症である。

< 狂犬病予防対策連絡会議>

平成18年11月に、連携して狂犬病対策を進めるために県、市町村、関係機関等を構成員として設置された会議。

<狂犬病予防注射>

犬の飼い主は、その飼い犬に、狂犬病予防法第5条第1項に基づき、毎年1回狂 犬病予防注射を受けさせなければならない。また、注射済票を犬に着けておかなけ ればならない。

< 狂犬病予防法>

昭和25年8月26日法律第247号。狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。

<終生飼養>

動物の生涯が終わるまで、責任を持って飼養すること。改正法により、終生飼養が努力義務化された。

<所有明示(個体識別)措置>

所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置。鑑 札、迷子札及びマイクロチップ等によるものが挙げられる。

<腎症候性出血熱>

ハンタウイルス属のウイルス感染を原因とする動物由来感染症。げっ歯類の排泄物の飛沫あるいは咬傷によりヒトへの感染が成立する。ヒトでの症状として、発熱、 頭痛、腎不全、皮下および臓器における出血が見られる。

<第一種動物取扱業>

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱いを業として行うこと。第一種動物取扱業を営む者は、知事(富山市においては、富山市長)の登録を受けている必要がある。また、登録に際しては、事業所ごとに動物取扱責任者を置き、施設基準等を満たさなければならない。

<第二種動物取扱業>

動物の譲渡、保管、貸出、訓練、展示を、営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱い(公園動物や動物愛護団体など)を行うこと。改正法により新たに設けられた制度で、第二種動物取扱業を行う者は、県に届出が必要である。

<多頭飼育>

ひとつの家庭で、一頭ではなく複数の動物を一緒に飼うこと。

<地域猫活動>

飼い主のいない猫が多く、不衛生である等問題化している地区において、地域住民の十分な理解の下、市町村及び動物愛護団体等の協力を得て、地域での飼い主のいない猫の世話をする活動。基本的には、全ての猫に不妊・去勢手術を行い、1代に限り飼養することをいう。

くツツガムシ病>

ツツガムシリケッチアの感染によって引き起こされる、動物由来感染症のひとつであり、野ネズミなどに寄生するダニの一群であるツツガムシが媒介する。

<同行避難>

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

<動物愛護管理員>

厚生センター等において、動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員であり、 獣医師等の動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者が任命され ている。

<動物愛護協議会>

県では、動物の愛護と適正な飼養について普及啓発し、動物愛護推進員の活動支援等に関し必要な協議を行い、動物愛護行政の推進を図るため、平成15年に協議会を設置した。

<動物愛護推進員>

地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、 知事が委嘱する。県では、平成15年から、推進員を委嘱し、県民の動物愛護管理 についての理解を深める等の活動していただいている。

<動物取扱業>

業として動物を取り扱う者のこと。第一種動物取扱業と第二種動物取扱業がある。

<動物取扱責任者>

第一種動物取扱業を営む事業所ごとに選任された、当該事業所に係る業務を適正 に実施するための責任者。動物の愛護及び管理に関する法律に定める動物取扱責任 者研修を1年に1回以上受講しなければならない。

<動物取扱責任者研修>

都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修。

<動物の愛護及び管理に関する法律>

昭和48年10月1日法律第105号。動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする法律。

<動物由来感染症>

動物から人に感染する病気の総称。「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」とも言う。

<特定動物>

トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシ等人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令で約 650 種が選定されている。

<負傷動物の収容>

疾病、負傷若しくは死亡した動物を、県及び富山市が収容すること。なお、動物の死体については、各市町村に委任している。

<放浪犬の捕獲>

登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は狂犬病予防注射を受けず、若しくは 注射済票を着けていない犬を、狂犬病予防法第6条第1項に基づき、捕獲すること。 または、係留されていない犬を、犬の危害防止条例に基づき、捕獲すること。

<マイクロチップ>

動物の個体識別等を目的とした電子標識器具。15 桁の I D番号が記録されており、 リーダーで読み込むことで識別する。特定動物には原則としてマイクロチップの埋め 込みが義務づけられており、令和4年6月からはペットショップで販売される犬・猫 への装着と登録が義務づけられる。災害時にも脱落することがないため、マイクロチップの装着が推進されている。

<ライム病>

ノネズミやシカ、野鳥などを保菌動物とし、マダニに媒介される細菌の一種、ボレリアの感染によって引き起こされる動物由来感染症のひとつ。

<重症熱性血小板減少症候群(SFTS)>

平成 23 年に初めて特定されたダニが媒介する SFTS ウイルスに感染することによって引き起こされる病気。主な症状は発熱と消化器症状(嘔吐、下痢など)で、重症化し死亡することもある。